

# さいたま市立太田小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

- 第 1 条 本会はさいたま市立太田小学校PTAと称し、事務所を太田小学校におく。  
所在地 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-17-3

## 第2章 目的

- 第 2 条 本会はさいたま市立太田小学校（以下「本校」とする。）に在籍する児童（以下「児童」とする。）の保護者と教職員との協力及び、地域との連携により、児童の健全な育成を図り、相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 方針

- 第 3 条 本会は次の方針に基づいて活動する。
1. 教育を本旨として民主的に運営される。
  2. 自主独立のものであって他の干渉を受けない。
  3. 児童の教育と福祉のために活動する各種団体と協力する。
  4. 校長が定める教育方針に干渉しない。

## 第4章 個人情報

- 第 4 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「さいたま市立太田小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第5章 会員

- 第 5 条 本会の会員となることのできる者及び会員の権利と義務は次の通りである。
1. 本校児童の保護者（以下「保護者」とする。）。
  2. 本校の教職員（以下「教職員」とする。）。
  3. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第6章 本部役員

### 第 6 条（本部役員）

本会に次の本部役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名

幹事 若干名（保護者若干名、教職員2名） 会計若干名

### 第 7 条（本部役員を選出）

本部役員を選出は次の通りとする。

1. 会長は前年度末の総務会議により推薦を受け、前年度末の合同会議において選出する。
2. 副会長、幹事、会計は、会員の中より会長が委嘱し、合同会議において選出する。

### 第 8 条（本部役員の任期）

本部役員の任期は次の通りとする。

1. 任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 本部役員に欠員が生じた場合は、合同会議にて選任する。選任された本部役員の任期は前本部役員の残任期間とする。

## 第 9 条 (本部役員の任務)

1. 会長は本会を代表する。総会、合同会議、総務会議、本部会を招集し、会議の議長を指名する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
3. 幹事は本会の活動に関する重要事項を記録、保管し、本会の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を処理し、総会において決算報告をする。本会の財産を管理する。

## 第7章 顧問

第 1 0 条 顧問は会員の総意により会長が推薦する。会長の相談役として務め、会議に必要な応じて出席し、意見を述べることができる。

第 1 1 条 校長は本会の顧問とする。

## 第8章 会計監査委員

第 1 2 条 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。

第 1 3 条 会計監査委員は、前年度末の総務会議で推薦し、前年度末の合同会議において選出する。

第 1 4 条 会計監査委員は、本会の決算を監査し、その結果を総会において報告する。

## 第9章 委員会

### 第 1 5 条 (学年委員会)

学年委員会をおく。学年委員は各学年の保護者で構成する。学年内の連絡や親睦を図り、PTA事業全般への協力支援を行う。各クラスからクラス長を選出し、その中からクラス長代表を選出する。クラス長以外の学年委員は専門委員を担当する。

### 第 1 6 条 (専門委員会)

1. 広報委員会をおく。学校・家庭・社会教育に関する理解と知識を深め、会員意識を高めるための広報活動を行う。委員長を選出する。
2. 安全親睦委員会をおく。市と連携して交通安全活動にあたり、会員の知識教養の向上や健康増進を通して会員相互のコミュニケーションを図る企画運営をする。委員長を選出する。
3. バザー委員会をおく。環境整備・財政的支援を目的にバザーを開催し、地域との交流を深める企画運営をするとともに、ベルマーク運動に協力する。委員長を選出する。

### 第 1 7 条 (分団委員会)

分団委員会をおく。分団は、学区を次の6分団に分け、分団委員は各分団の保護者で構成する。児童の登下校における安全管理、地域活動及びPTA事業への協力支援を行うほか、分団独自の事業も会長許可の下に行うことができる。

第1分団 本町2、4丁目(本町1、2区、新町、栄町、加倉の一部)

第2分団 本町4、6丁目、仲町1丁目(太田1、2、3丁目)

第3分団 太田1、2、3丁目、本町6丁目(太田2区)(大栄地区)

第4分団 東町1、2丁目（白鶴団地、東町）

第5分団 仲町1、2丁目（秋葉町、林道、元浅間）

第6分団 仲町2丁目、城町1、2丁目（富士見町、新曲輪、知楽町）

太田3丁目（一部）、南平野

- 第18条 1. 会員である教職員は委員となることができる。  
2. 被災時及び感染症の流行など有事の際、または委員数が不足した場合、委員会の活動は会則の限りではないものとする。

## 第10章 太田小おやじの会

第19条 太田小おやじの会をおく。本校児童の父親、教職員の入会希望者によって組織し、父親としての特性を生かしながら21世紀を担う子ども達の豊かな育ちを支援するとともに、父親自らの人間的向上を図り、児童全員の父親としてともに楽しく活動する。代表を互選する。

## 第11章 会議

第20条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会
2. 合同会議
3. 総務会議
4. 本部会

第21条 会議の議決は出席者の過半数の賛成によって成立する。

### 第22条（総会）

総会は本会の最高議決機関とする。また、総会は会長が招集し、毎年1回開催する。尚、開催方法は合同会議にて決定する。総会は次の事項を議決する。

1. 事業報告及び収支決算の承認。
2. 事業計画及び収支予算の承認。
3. 会則の改廃。
4. 本部役員及び会計監査委員の承認。
5. その他重要な事項。

### 第23条（臨時総会）

合同会議で必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を開催しなければならない。

### 第24条（合同会議）

合同会議は本部役員、各委員で構成し、会長が招集し開催する。ただし、構成員の3分の1以上の要求があった場合は、会長はこれを開催しなければならない。合同会議は次の事項を議決する。

1. 本会運営に関する事項。
2. 総会及び臨時総会に関する事項。
3. 細則制定または改廃。
4. 個人情報取扱規則の改廃。
5. 会長及び会計監査委員の選出。
6. 副会長、幹事、会計の選出。
7. 本部役員に欠員が生じた場合の後任者選任。
8. 専門委員会構成委員及び構成人数の決定。
9. その他必要な事項。

## 第 2 5 条 (総務会議)

総務会議は本部役員、クラス長代表、分団長、各専門委員会委員長、及び会長が必要と認められた委員で構成し、会長が招集し開催する。総務会議は次の事項を審議する。

1. 本会運営に関する事項。
2. 会長及び会計監査委員の推薦。
3. その他必要な事項。

## 第 2 6 条 (本部会)

本部会は本部役員で構成し、会長が招集し開催する。本会の運営に関する総括的事項を審議する。

## 第 1 2 章 会計

第 2 7 条 本会の活動に要する経費は会費その他の収入によって納入する。

会費は、年額一世帯 4, 0 0 0 円とする。転入出の場合には、在籍月数に一月 3 5 0 円を乗じて計算し、徴収または返金する。

第 2 8 条 本会の経費はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第 2 9 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第 3 0 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

## 第 1 3 章 細則

第 3 1 条 本会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて合同会議の議決を経て定める。

合同会議は細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 1 4 章 改正

第 3 2 条 本会則は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。

## 第 1 5 章 附則

1. この会則は、昭和 4 3 年 5 月 1 1 日から施行する。
2. 昭和 4 6 年 5 月 1 2 日一部改正
3. 昭和 4 9 年 5 月 2 日一部改正
4. 昭和 5 2 年 5 月 1 6 日一部改正
5. 昭和 6 1 年 5 月 2 7 日一部改正
6. 平成 元年 5 月 1 1 日一部改正
7. 平成 2 年 5 月 1 5 日一部改正
8. 平成 3 年 5 月 1 6 日一部改正
9. 平成 4 年 5 月 7 日一部改正
10. 平成 8 年 5 月 9 日一部改正
11. 平成 9 年 5 月 7 日一部改正
12. 平成 1 0 年 5 月 8 日一部改正
13. 平成 1 1 年 5 月 1 2 日一部改正
14. 平成 1 5 年 5 月 2 3 日一部改正
15. 平成 1 6 年 5 月 2 8 日一部改正
16. 平成 1 7 年 5 月 2 7 日一部改正
17. 平成 1 8 年 5 月 2 6 日一部改正
18. 平成 2 2 年 5 月 2 9 日一部改正
19. 平成 2 4 年 5 月 1 8 日一部改正
20. 平成 2 6 年 5 月 1 5 日一部改正
21. 平成 2 7 年 5 月 1 4 日一部改正
22. 平成 3 0 年 5 月 1 7 日一部改正
23. 令和 元年 5 月 1 6 日一部改正
24. 令和 2 年 5 月 2 9 日一部改正
25. 令和 3 年 5 月 2 0 日一部改正